

「社会福祉法人改革に関する提言」をとりまとめ ～自民党社会福祉法人改革プロジェクトチーム～

自民党社会福祉法人改革プロジェクトチーム（第3回）開催

1月28日（水）、自民党厚生労働部会のもとに設けられた「社会福祉法人改革プロジェクトチーム」（座長：福岡資麿参議院議員）の第4回会合が開催され、同プロジェクトチームとしての社会福祉法人制度改革に関する提言のとりまとめに向けた議論が行われた。

厚生労働省から社会福祉法人制度見直しに向けた検討状況についての報告を受けた後、同プロジェクトチームの白須賀貴樹事務局長（衆-千葉13区）から「提言」（案）が説明された。

社会福祉法人改革に関する提言（案）の概要

（全国経営協事務局整理）

1. 社会福祉法人を取り巻く状況と課題

- 今後の福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するには、高い公益性を備えた非営利法人である社会福祉法人の役割が重要。
- 一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘されていることは誠に憂慮すべき事態。法人の組織運営の在り方を見直し、国民に対する説明責任を果たすとともに、地域に貢献していくことにより、国民の信頼を得ていくことが急務。
- いわゆる内部留保の問題は、高い公益性を備えた非営利法人として、国民に対する説明責任を果たすため、事業継続に必要な財産と再投下可能な財産の状況を「見える化」し、再投下可能な財産を福祉サービスに再投資して地域に還元していく必要。
- 今後増大する福祉ニーズに的確に対応し、効率的・効果的に福祉サービスを供給していくには、社会福祉法人に求められる公益性・非営利性と経営の柔軟性との関係を考慮し、その将来的な在り方について中長期的な視点から検討していくことが重要。
- 今般の改革は、社会福祉法人のあるべき姿である公益性・非営利性を徹底し、その社会的使命を果たしていくよう、以下の方向により改革を推進。

なお、高齢者介護、障害者支援、保育、児童養護などの事業の種類や地域によって、社会福祉法人を取り巻く経営環境は大きく異なる。今般の制度改革の実施に当たっては、社会福祉法人の多様性にも配慮する必要。

2. 今般の改革の方向性

(1) 法人運営におけるガバナンスの強化

- 法人の内部管理における牽制機能を働かせるため、理事、監事等の権限、責務、責任を明確

化するとともに、評議員会を必置の議決機関として位置づけ、法人運営の重要事項の審議や理事長、理事等に対する牽制機能を担わせる。

- 財務会計について外部の専門家によるチェック機能を働かせるため、一定規模以上の社会福祉法人について会計監査人の設置を義務づけ。その他の法人も、公認会計士や税理士による財務会計に係る体制整備状況等の点検を推進。
- 経営管理組織の整備に当たっては、人材の確保などに係る法人の負担に配慮する必要。特に小規模の社会福祉法人については、経過的に猶予措置を講ずることが必要。

(2) 法人運営における透明性の確保

- 高い公益性と非営利性を備えた法人として国民に対する説明責任を果たすため、公益財団法人における取組みを参考に、財務状況や活動状況、更に役員報酬基準などについて、広く国民に公表することを義務づけ。

(3) 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

- いわゆる内部留保について、事業継続に必要な財産と社会福祉事業等の拡充に再投下可能な財産を社会福祉法人が明らかにできる仕組みを導入。
- 社会福祉法人が、再投下可能な財産を計画的に福祉サービスの拡充に再投下することにより介護や保育等のニーズに対応し、あるいは、地域の公益的な活動を実施することにより地域に還元する仕組みを構築。

(4) 地域における公益的な活動

- 社会福祉法人が営利法人など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応し、地域のセイフティネットを担う観点から、生計困難者等に対する無料・低額の福祉サービスの提供など、地域における公益的な活動を行うことを社会福祉法人の責務とする。

(5) 適切かつ効果的な行政の関与

- 行政庁による的確な指導監督を徹底。一方、地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要。地域によって異なる規制や過剰な規制が行政庁により行われることがないように、国において基準等を統一し明確化。

(6) 職員処遇の改善等

- 介護職等の福祉人材の確保が急務であり、社会福祉法人等の事業主体に、福祉人材の処遇の改善のための積極的な取組を求めていく必要。
- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、人材確保の観点から、給付水準を長期加入に配慮したものとする。また、社会福祉法人のみを対象とした公費助成について、障害者総合支援法に移行した同法の関連施設等を対象に、必要な経過措置を講じ見直す必要。

政府には、提言を尊重し、社会福祉法人改革を速やかに断行することを求める。

また、社会福祉法人関係者、特に社会福祉法人の役員の地位にある者にあつては、公益性の高い事業に携わる者として、国民の信頼に応えられるよう、自らを律する姿勢が求められる。

これらの説明を受けて、出席した議員からは多くの質問や意見が示された。

(事務局整理/○：出席議員 ●：厚労省)。

- 内部留保がたまった原因は、職員の人件費ではないか。だとすれば人材への投資、処遇の改善に優先的に充てていくべき。原因を分析して対応をとっていただくことをお願いしたい。
- 職員処遇の向上が非常に重要。再投下計画の中では、職員の給与引き上げの検討をするといったことを盛り込んでもらうのがいいのではないか。
- 職員の処遇改善について、ストック・フローともに取り組んでいくという回答をいただいた。再投下計画に明示すべきことの例示の中に「処遇の改善に向けた検討」ということも盛り込んでいくべきではないか。
- 処遇改善は非常に大事だと思っている。内部留保に至る前のフローにおいてしっかりと処遇改善をしていただく。その上で、利益が出たものが積み重なって事業継続に必要な部分を差し引いてもなお余裕があった場合にはさらにストックからも処遇改善に向けてもらう、という仕組みを提案しているところ。徹底してまいりたい。

- 財務規律について、再投下計画の細かいところ、利用者のニーズに基づいた施設・設備の充実といった観点が非常に重要。
- 内部留保の中身ははっきりしていかなければならない。
- 内部留保の中身ということ、これはまさに今回の改革の一番のポイントであり、ルールや定義づけが今までなかったのをそれを法令に基づいて法人がきちんと説明できるようにする。そうすれば、地域で活動している法人についてきちんとやっていることが住民に見えていくようになる。

- 評議員会の位置付け、評議員会のメンバーがポイント。1法人1施設の法人において果たしてどこまでうまく集められるか。
- 社会福祉法人の規模は大規模から小規模までである。理事、評議員についてはどの程度の規模の中で想定しているかわからないが、規模の小さな自治体の中で理事、評議員を満足に選ぶことができるか、という問題がある。
- 評議員会はガバナンスの見直しにおいて非常に重要である。地域で実効性をもってガバナンスを確立していただくためにも小規模法人に経過措置が必要、という指摘をいただいているので、そういったことにも目配せをしてまいりたい。

- 社会福祉法人の会計がきちんとわかっている公認会計士、税理士がどれだけいるか。地方においては探すのが厳しいのではないか。
- 社会福祉法人会計基準の統一に向けて公認会計士協会と一緒に取り組んできた。また税理

士ともいろいろな勉強会を行ってきている。これからもご指摘を踏まえて進めていきたい。

- 会計士、税理士について、小さな法人への負担には十分配慮していかなければならないと考えている。会計基準自体、社会福祉法人は統一されていない状態であり、この4月から初めて統一した会計基準となる。国としても支援体制をしっかりと作っていかなければならない。小さい法人向けには支援システムのようなものを整備したいと思っている。一定のプログラムに沿って入力してもらえばきちんとした会計処理ができるというものの整備を試みたい。

○ 社会福祉法人が今までやっていて当然のようなことをこれから新しくやるみたいに書いてあるが、いかがなものか。やっていなかった法人はどうやったら免罪されるのか。

○ 地域公益事業、無料又は低額な料金による福祉サービスを提供する責務ということの位置付けがわからない。

● 規制改革実施計画でも、社会福祉法人の不適切な運営事例が取り上げられていた時に初心に立ち戻って社会貢献をしっかりするべきだ、法律上位置付けるべき、ということを閣議決定で指摘いただいている。それを地域公益活動として今回の改革の中に位置付けた。

● そうした活動をしていただく上でも、内部留保についてのルール化を図り余裕財産が仮にあるとすれば社会事業への再投下、2番として社会貢献にもお使いいただくということ。お使いいただく効果として地域で潜在的にあったニーズを先に社会福祉法人がを見つけ出して充足していただく。行政が税金を使って出動しなければならなかった部分かもしれないが社会福祉法人による自発的な活動で賄われる、という効果が考えられる。

● 必ずしもお金を使っていたことだけを考えているわけではなくて、いろいろな地域への貢献というのは、お金を使わないものでも現に今もいろいろなことを法人がやっている。そういうものを含めての責務だと考えている。

○ 提言（案）に、「中長期的な観点から検討していく」と書いてあるが、ここで言う中長期はどの程度を想定しているのか。

● 社会福祉法の抜本的な見直しについては、ただちに来年とか再来年に出るようなものではないと思うが、今日いただいた提言を踏まえてしっかりやって参らなければならないと思う。

○ 厚生労働省、自治体がしっかりしなければならないし、もちろん社会福祉法人も新たなルールのもとで透明性を確保しながらやっていかなければならない。

○ 全社協に経営協があるわけだからその人たちもしっかりと詰めていただきながらより良い方向性を出していただければありがたい。

○ 公益財団法人以上の公益性を確保する中で、社会福祉法人が公益的なものとしてやっているという位置付け、提言（案）について賛意を表す。

● 社会福祉法人の経営がいい加減なものにならないように、ということが今回の制度改革のコンセプトなので、ご指摘を踏まえてしっかりやって参りたい。

- 今回の制度改革では、所轄庁の指導監督の機能強化をうたっている。会計監査とか入れることはかまわないが、それと行政監査との領域の区分をどうするのか。
- 提言（案）のなかで適切な行政の関与について、一部の不適正な経営を行う社会福祉法人に対しては的確な指導監督を徹底する、と書いてあるが本来、不適正な経営を行わないようにするために行政監査があるのではないか。
- 自主性や自律性を尊重する必要もあるが、不適正な経営を行う法人が出る監査でいいのか。
- 社会福祉法人を一旦つくといつまでも続く。虐待が行われているような施設であっても、他の利用者がいるために守っている。結果として経営が甘くなる。まずいことをしたら無くなるという恐怖感を与えておかないといけない。
- 監査の問題は、本当に行政にしかできない部分をしっかり見ていただいて、会計等については専門家なりに見てもらう、支援ツールを使ってもらって全体として機能強化を図るといふ方向で進めたい。
- 地方自治体が独自の基準でもって監査をすることは好ましくないので、今回の改革で国として統一的な基準を明確化してきちんとやって参りたい。

- この4月から新しい会計基準でといっても中小の法人では難しいのではないか。支援システムを作ったとしても判断するのは人。会計の知識がないとわからないことも多い。中小の法人では、事務職員を置く余裕すらないのが現状。中小に対する配慮は必要である。
- 新しい会計基準は、決めたのは23年7月でありこれまで研修会等の開催を含め準備を進めてきた。うまくいくかどうかは注意深くみていきたい。

これらの質疑等を経て、最終的なとりまとめについては福岡座長一任をとりつけた上で閉会となった。

なお、今後は、社会保障審議会福祉部会での議論のとりまとめを受け、社会福祉法の改正法案として自民党厚生労働部会に示されることとなっており、その段階であらためて内容を精査していくことが確認された。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページ

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、ご活用ください。

☆自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます。

もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員(メールニュース配信希望者のみ)